

平成21～23年度「地域密着型金融推進計画」について

平成19年8月24日に一部改正されました「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に伴い、地域密着型金融の今後の取組みは、プログラム形式をとらず、同監督指針に盛り込まれ恒久化されました。

そこで、同監督指針における趣旨・要請等を踏まえ、前回(平成19年度～20年度)に引き続き、「地域密着型金融推進計画」及び平成21年度から平成23年度の3年間における「アクションプログラムに基づく個別の取組み」を策定し、実施スケジュールに基づいて「地域密着型金融推進計画」を積極的に実践してまいります。

平成21年度から平成23年度の3年間における地域密着型金融推進の具体的な取組みと推進態勢整備に係る計画は、以下のとおりでございます。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

取組方針	<ol style="list-style-type: none">1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化を図るため、以下の施策を積極的に取組む方針とします。 創業・新事業支援機能等の強化。 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化。 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化。 事業再生に向けた積極的取組み。2. 経営支援先を選定し、当該企業の健全債権化等に向けた取組みを強化します。3. 平成23年3月期における不良債権比率の目標を6%台とします。 (参考:平成21年3月期不良債権比率) 信用金庫法ベース 7.56% 金融再生法ベース 7.60%
-------------	--

具体的取組策等	<ol style="list-style-type: none">1. 融資審査能力の向上により、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援を強化します。<ul style="list-style-type: none">・ 融資審査能力向上を図るため、庫内研修会の実施、外部研修会等への積極的な参加を実施します。2. 適時適切なモニタリングの実施により、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援を強化します。<ul style="list-style-type: none">・ 定期的・継続的に取引企業のモニタリングを実施します。3. 外部専門機関との連携により、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援を強化します。<ul style="list-style-type: none">・ 信用保証協会、TKC会計人、税理士会、提携金融機関等の外部専門機関との連携を強化します。4. 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置を徹底し、ライフサイクルに応じた取引先企業の支援を強化します。<ul style="list-style-type: none">・ 金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)を活用し、貸出条件緩和債権の卒業を支援します。5. 経営支援会議の実施により、ライフサイクルに応じた取引先企業(特に要注意先債権等)の健全債権化等に向けた取組みを強化します。<ul style="list-style-type: none">・ 経営支援先(ランクアップ支援、ランクダウン防止)の対応策を経営支援会議で検討・実施します。・ 再生支援協議会の活用が有効と思われる経営支援先等について、積極的な活用を検討します。
----------------	---

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

取組方針	<ol style="list-style-type: none">1. 事業価値を見極める融資をはじめ中小・小規模企業に適した資金供給手法の徹底を図るため、ローンレビューの徹底により、以下の施策を積極的に取組む方針とします。 担保・保証(特に個人保証)に過度に依存しない融資の推進。 中小・小規模企業の資金調達手法多様化等に係る施策の推進。2. 中小・小規模企業金融の円滑化を図るためには、緊急保証制度を含む信用保証協会の積極的な活用が不可欠であり、より一層の活用を図る方針とします。
-------------	--

具体的取組策等	<ol style="list-style-type: none">1. ローンレビューの徹底により、事業価値の見極めを強化します。2. 企業信用格付の精度向上、SDB活用の検討により、信用リスク計量化に向けた取組みを強化し、中小・小規模企業に適したスクアリングモデルを検討・実施します。3. 担保・保証(特に個人保証)に過度に依存しない融資を推進します。4. TKC会計人・税理士会との連携により、財務諸表の精度向上に向けた取組みを強化し、財務諸表の精度が高い中小・小規模企業に対する融資を推進します。5. 日本政策金融公庫等との連携により、中小・小規模企業に対する資金調達の多様化を推進します。6. 緊急保証制度を含む信用保証協会の積極的な活用により、中小・小規模企業金融円滑化を推進します。
----------------	---

平成21～23年度「地域密着型金融推進計画」について

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

取組方針	<ol style="list-style-type: none">1. 持続可能な地域経済への貢献を図るため、以下の施策を積極的に取組む方針とします。 地域の特性及び顧客ニーズ等を踏まえた事業性貸出に留まらない融資商品の提供。 地域の取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化。 地域を担う若手経営者・後継者に対する情報提供機能の強化。
具体的取組策等	<ol style="list-style-type: none">1. 事業性貸出に留まらず、地域特性、顧客ニーズ等を踏まえた融資商品・目的別ローン等の提供を継続に行い、地域経済への貢献に努めます。<ul style="list-style-type: none">・ 顧客ニーズを踏まえた従来からの融資商品・目的別ローンを継続的に推進します。・ 顧客宛アンケート、総代との懇談会開催等により、より多くの顧客ニーズを踏まえた融資商品の提供を検討・実施します。2. 適時適切なモニタリングの実施及び地域の外部専門機関との連携により、取引先企業に対する経営相談・支援機能を強化し、地域経済への貢献に努めます。3. 地域を担う若手経営者・後継者に対する情報提供機能の強化に向けた取組みを継続的に行い、地域経済への貢献に努めます。<ul style="list-style-type: none">・ あぶくま元気塾を開催し、地域の担う若手経営者・後継者にビジネスマッチングの場を提供、さらに経営に有益な各種情報を継続的に提供します。

地域密着型金融推進のための態勢整備

- (1) 身の丈にあった収益管理やITの活用等を含めた態勢整備、「選択と集中」の徹底
収益管理体制の整備と収益力の向上
ITの戦略的活用
- (2) 地域密着型金融の推進に関する基本的な方針を中期計画等に明示
- (3) 地域密着型金融に関する取組みについての適切な情報開示
- (4) 利用者ニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識を持った人材の育成・活用
- (5) 地公体、商工会議所、商工会、再生支援協議会、事業再生の外部専門家等との連携
- (6) 利用者からの評価を業務に適切に反映するための態勢整備

地域密着型金融の具体的な取組みを推進する態勢整備

- (1) 目利き能力の向上、人材の育成
- (2) 身近な情報提供・経営指導・相談
- (3) 商工会議所、商工会、再生支援協議会等との連携
- (4) 顧客ニーズを踏まえた融資商品・目的別ローン等の提供
- (5) 予防策を中心とした多重債務者問題解決への一定の役割発揮
- (6) 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細かな対応
- (7) コミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資、地域社会への貢献・還元
- (8) 総代会の機能向上等に向けた取組み
- (9) 半期開示の充実に向けた取組み
- (10) 信用リスク管理態勢の充実
- (11) 市場リスク管理態勢の充実
- (12) 法令等遵守の徹底